

## 二子玉川東地区再開発事業公金支出差止訴訟実質的和解について

2012年3月13日

二子玉川東地区再開発事業公金支出差止訴訟原告団、弁護団

1 本日東京高等裁判所で二子玉川東地区再開発事業公金支出差止訴訟について、実質的和解が成立しました。都市計画をめぐる住民訴訟で実質的和解が成立するのは極めて異例のことです。

2 本件訴訟は、2007年3月、世田谷区民133名が熊本哲之前区長を被告として、二子玉川東地区市街地再開発事業に関する公金の支出の違法不当を理由に差し止めを求めた裁判です。風致地区内の都市計画公園予定地に最高151mの超高層ビルを乱立させ、都市の環境を破壊する都内最大の民間再開発事業に世田谷区は約700億円の公金を注ぎ込もうとしていました。

周辺住民は、2005年10月に事業組合に対して事業差しとめ訴訟を提起すると共に、違法不当な税金の使い方を正そうと、世田谷区長にたいし、本訴を提起しました。本件訴訟の審理の中で、領収書や、契約書類すら提出されないまま、億単位の補助金がノーチェックで支出されている事実をはじめ、様々な形での行政と事業者との癒着の実態が明らかにされてきました。

原告団は、これらの事実を、広く世田谷区民や世論に訴え、大型開発優先の世田谷区政の転換を求めて運動してきました。

2011年4月、保坂展人区長が「大型開発優先の区政の転換」を公約として立候補し、これを支持する大きな世論の後押しにより当選しました。私たちは、保坂区長当選直後から、直接交渉をはじめ、その中で、既に深刻な課題となっている風害や水害の危険などの権利侵害の対策、2期事業の公益性の検証や、住民参加手続きの尊重を確認することができ、区長も住民に対し、計画段階から情報開示を積極的に約束しました。今回の実質的和解はこのような到達点を確認し、区長との係争を終結させて、今後大型開発優先の前区政からの転換を更に確かなものとし、住民参加によるまちづくりの前進のために、深く広く協議していく新たな関係を築く大きな一歩になるものです。

3 この実質的和解によって、二子玉川再開発事業について、全ての問題が解決したわけではありません。

第2期事業についての事業計画縦覧については約200名の都民が意見をのべ、現在は原告141名が東京都に対して組合設立認可処分の取り消しを求める訴訟を継続中です。

私たちは、今回の世田谷区長との実質的和解をステップにさらに、広範な区政のあり方、二子玉川再開発事業に関連する諸問題を解決し、真に住民が主人公の住民の福祉に沿うまちづくりを実現するために今後もよりいっそう強い取り組みを続けていきます。

今後ともご支援をお願い致します。

以上